

「週休2日工事（農林工事）」試行要領（令和8年6月 高岡市）

1 背景・目的

建設界における、週休2日工事の拡大に向けて、本要領により試行する。

2 週休2日工事の概要

農業農村整備事業は発注者指定型で週休2日とし、治山林道事業は完全週休2日（土日）の受注者希望型（希望しない場合は月単位の週休2日）とする。

『用語の定義』

完全週休2日（土日）：対象期間のすべての土日において、閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

週単位の週休2日：対象期間において、すべての週で2日間以上の閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。

月単位の週休2日：対象期間において、すべての月で、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

週休2日：「完全週休2日（土日）」、「週単位の週休2日」及び「月単位の週休2日」の総称である。

週単位の週休2日交代制：対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。

月単位の週休2日交代制：対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。

4週8休：土・日に限定せず、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

現場作業の有無については、受注者に限らず下請負業者、資材業者、運搬業者及び測量業者等の現場で作業する全ての者を対象に判断しなければならない。

対象期間：工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。

- ・年末年始6日間、夏季休暇3日間

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

現場完了日：工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。（現場事務所等の撤去を含む現場作業の全てが完了した日をいい、工事完成までの清掃や資料整理等の期間は含まない。）

3 試行対象工事

試行対象工事は、特記仕様書において対象工事であることを明示する。

3・1 農業農村整備事業

原則、全ての工事を発注者指定型の試行対象工事とし、週休2日工事を実施する。

3・2 治山林道事業

原則、すべての工事を週休2日制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希型））とする。受注者が、工事前に完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断し、発注者と協議する方式。取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。

※試行対象外工事の例：緊急の災害復旧工事を行う場合等、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

4 試行工事の実施

4・1 農業農村整備事業【発注者指定型】

【4.1.1 発注時】

(1) 工事費の積算

経費の補正は行わない。

(2) 条件の明示

特記仕様書に「発注者指定型による週休2日工事」であることを明示する。（「5 特記仕様書への記載例」を参照）

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日工事」である旨を記載した工事

看板を設置する。

(2) 施工計画書への記載

受注者は、施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書の「その他」に記載し、提出する。

(参考) 施工計画書記載例

- ・本工事においては工事着手日から現場完了日までの対象期間のうち、週休2日を達成できるように休日を取得する。
なお、工事着手日は○月●日、現場完了日は○月●日を予定している。
- ・休日取得実績の確認は「別紙1」休日等取得実績書により行う。

なお、週休2日工事に取り組む場合は、その旨を施工計画書の提出前に工事打合簿により協議し、発注者が承諾したうえでそれぞれの週休2日工事とすることができる。

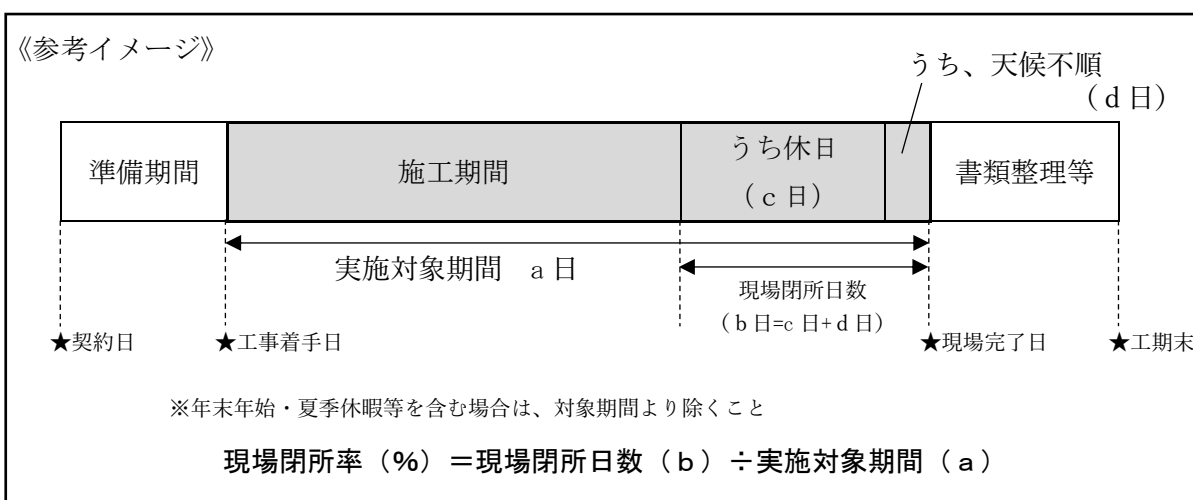
現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、「別紙」休日等取得実績書を提出する。

受注者は、休日等取得実績書を提出する際、作業日報等現場の休工を確認できる記録を監督員に提示する。

監督員は現場完成月以外でも必要に応じて休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

(3) 「現場閉所率」及び「週休2日」の確認方法

監督員は、休日等取得実績書に基づき、「現場閉所率」の実績を確認する。



(4) 積算方法および設計変更

週休2日の達成状況(完全週休2日(土日)、週単位、月単位)に関わらず、設計変更は行わない。ただし、実績状況の確認は確実に行うものとする。

【4.1.3 工事完成後】

(1) 工事成績評定

週休2日の達成状況に関わらず、加点、減点しない。

4・2 治山林道事業【週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望型）】

【4.2.1 発注時】

(1) 工事費の積算

当初積算においては、月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとし、それぞれの経費を以下のとおり補正する。

補正係数	治山林道事業	
	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.02	1.01
現場管理費(率分)	1.03	1.02
市場単価	別表1のとおり	
標準単価	別表2のとおり	

(2) 条件の明示

特記仕様書に「受注者希望型による週休2日工事」であることを明示する。（「5 特記仕様書への記載例」を参照）

【4.2.2 契約から工事完成まで】

(1) 試行の実施

受注者は、完全週休2日(土日)の実施を希望する場合、施工計画書の提出前に工事打合せ簿により実施の協議を行うものとする。発注者がその実施を承諾した場合は、完全週休2日(土日)工事を実施する。ただし、完全週休2日(土日)工事の実施に伴う工期の変更は行わない(増工等による通常の工期延長は除く)。

(2) 工事看板の設置

農業農村整備事業と同様(4・1を参照)

(3) 施工計画書への記載

農業農村整備事業と同様(4・1を参照)

(4) 「現場閉所率」及び「週休2日」の確認方法

農業農村整備事業と同様（４・１を参照）

(5) 精算変更

工事完成時に現場閉所の達成状況を確認のうえ、完全週休２日を達成した工事については、完全週休２日の補正係数を適用する。ただし、月単位の週休２日（４週８休以上）を達成していない場合は、補正係数を除外した値に変更するものとする。

(6) 柔軟運用

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に発注者と協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定していれば完全週休２日（土日）を達成しているものとみなす。

施工日が気象条件に左右される等、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日による現場閉所が困難な場合においては、週単位の週休２日交代制及び月単位の週休２日交代制による取り組みも可能とする。この場合、受注者は、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書に記載し、提出する。

【4.2.3 工事完成後】

工事成績評定

農業農村整備事業と同様（４・１を参照）

5 特記仕様書への記載例

(1) 農業農村整備事業の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休２日工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、週休２日工事であり、週休２日に取り組むこととする。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休２日工事（農林工事）」試行要領（令和８年６月 高岡市）に基づくものとする。この試行要領は、高岡市ホームページのホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 規則・要綱等から入手できる。

(2) 治山林道事業の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休２日工事（受注者希望型）

- 1 本工事は、週休２日制適用工事であり、受注者が、工事着手前に完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断し、発注者と協議することとする。なお、希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むこととする。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休２日工事（農林工事）」試行要領（令和８年６月 高岡市）に基づくものとする。この試行要領は、高岡市ホームページのホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約 > 規則・要綱等から入手できる。

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するよ
うな指示等を行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。
- (3) 監督員が、休日の取得状況に関する報告及び資料の提示を求めた場合には、受注者はこれ
に協力するものとする。
- (4) 本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協
議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月15日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和8年6月15日以降に作成する設計書から適用する。

別表 1

市場単価方式の補正係数

名称	区分	治山林道事業	
		完全週休2日(土日)	通期
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

別表2

標準単価方式の補正係数

名称	区分	治山林道事業	
		完全週休2日(土日)	通期
区画線工		1.02	1.02
排水構造工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02

